

いわき市農業委員会長交際費支出基準

平成18年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この基準は、農業委員会行政の円滑な執行を図るため、いわき市農業委員会長（以下「会長」という。）がいわき市農業委員会（以下「農業委員会」という。）を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の一般的な支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 農業委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 農業委員会の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 会長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費は、前条各号に掲げるものの交際において、次の基準に基づき支出するものとする。

支出区分	内容	金額等	
祝金	祝賀会及び諸大会等各種行事のお祝いに係る経費	飲食がある場合	実費相当額
		その他の場合	社会通念上妥当と認められる額
会費	会費制による懇親会、祝賀会等の参加に係る経費	会費相当額	
弔費	葬儀等における香典に係る経費	別表に定める額	
土産	土地の名産品を手土産として贈ることに係る経費	実費相当額	
見舞	病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
協賛金	各種大会等の開催の協賛に係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
その他	上記以外の場合で、交際上、会長が特に支出する必要があると認めたもの	社会通念上妥当と認められる額	

(雑則)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

香典の基準

支出対象者		金額
市議会議員	本人	10,000 円
農業委員	本人	10,000 円
その他会長が特に必要と認めたもの		5,000 円～10,000 円